

1 施設利用料
県民体育館

利用区分		単 位	金 額	アリーナ連続3時間以上の使用料金(90/100)													
				3時間	4時間	5時間	6時間	7時間	8時間	9時間	10時間	11時間	12時間	13時間			
メインアリーナ	一般利用	1人1回につき	50円														
	専用利用	営利を目的としない場合	入場料その他これに類するもの(以下「入場料等」という。)を徴収しないとき	全面1時間につき	2,900円	7,830円	10,440円	13,050円	15,660円	18,270円	20,880円	23,490円	26,100円	28,710円	31,320円	33,930円	
			1/2面1時間につき	1,400円	3,780円	5,040円	6,300円	7,560円	8,820円	10,080円	11,340円	12,600円	13,860円	15,120円	16,380円		
			1/3面1時間につき	900円	2,430円	3,240円	4,050円	4,860円	5,670円	6,480円	7,290円	8,100円	8,910円	9,720円	10,530円		
			1/4面1時間につき	700円	1,890円	2,520円	3,150円	3,780円	4,410円	5,040円	5,670円	6,300円	6,930円	7,560円	8,190円		
	専用利用	営利を目的とする場合	入場料等を徴収するとき	全面1時間につき	5,800円	15,660円	20,880円	26,100円	31,320円	36,540円	41,760円	46,980円	52,200円	57,420円	62,640円	67,860円	
			全面1時間につき	101,500円	274,050円	365,400円	456,750円	548,100円	639,450円	730,800円	822,150円	913,500円	1,004,850円	1,096,200円	1,187,550円		
			1/2面1時間につき	50,700円	136,890円	182,520円	228,150円	273,780円	319,410円	365,040円	410,670円	456,300円	501,930円	547,560円	593,190円		
入場料等を徴収するとき			全面1時間につき	145,000円	391,500円	522,000円	652,500円	783,000円	913,500円	1,044,000円	1,174,500円	1,305,000円	1,435,500円	1,566,000円	1,696,500円		
サブアリーナ	専用利用	営利を目的としない場合	入場料等を徴収しないとき	全面1時間につき	700円	1,890円	2,520円	3,150円	3,780円	4,410円	5,040円	5,670円	6,300円	6,930円	7,560円	8,190円	
			1/2面1時間につき	300円	810円	1,080円	1,350円	1,620円	1,890円	2,160円	2,430円	2,700円	2,970円	3,240円	3,510円		
			入場料等を徴収するとき	全面1時間につき	1,400円	3,780円	5,040円	6,300円	7,560円	8,820円	10,080円	11,340円	12,600円	13,860円	15,120円	16,380円	
			入場料等を徴収するとき	全面1時間につき	24,500円	66,150円	88,200円	110,250円	132,300円	154,350円	176,400円	198,450円	220,500円	242,550円	264,600円	286,650円	
トレーニング	一般利用	1回券	1人1回につき	250円	シャワー込み	300円											
		回数券	回数券11枚	2,500円	シャワー込み	3,000円											
		1月利用券	1人につき	2,300円	シャワー込み	2,800円											
		鳥取屋内プール共通1月利用券	1人につき	5,000円													
研修室	専用利用	1時間につき	1,700円														
		第1研修室	全室1時間につき	600円													
			1/3室1時間につき	200円													
		第2研修室	1時間につき	400円													
		第3研修室	1時間につき	600円													
		第4研修室	1時間につき	600円													
		視聴覚室	1時間につき	400円													
放送室	1時間につき	300円															

利用区分	単 位	金 額	
テニスコート(1面)	1時間につき	600円	
大会運営室	1時間につき	700円	
研 修 室	1時間につき	300円	
夜間照明	全点灯	1時間につき	2,000円
	1/2点灯	1時間につき	1,000円
	1/4点灯	1時間につき	500円
	全点灯	30分につき	1,000円
	1/2点灯	30分につき	500円
	1/4点灯	30分につき	250円
冷・暖房	大会運営室	1時間につき	100円
	研修室	1時間につき	100円

施設利用時間

体育館 9時00分から22時00分
(休館日 毎月第3火曜日 祝日の場合はその翌日)

テニス場 9時00分から21時00分
ただし、夜間照明施設のない第1・2コートは、以下のとおりです。
4月1日から9月30日 9時00分から19時00分
10月1日から3月31日 9時00分から17時00分

2 体育館冷暖房利用料

利用区分	単 位	冷 房	暖 房
メインアリーナ	1時間につき	11,000円	8,500円
サブアリーナ	1時間につき	2,700円	2,400円
第1研修室	1時間につき	300円	300円
第2研修室	1時間につき	300円	300円
第3研修室	1時間につき	300円	300円
第4研修室	1時間につき	300円	300円
視聴覚室	1時間につき	400円	400円

3 体育館照明加算利用料

利用区分	単 位	金 額	
メインアリーナ	全点灯	全面1時間につき	7,000円
		全面30分につき	3,500円
		1/2面1時間につき	3,500円
	3/4点灯	1/2面30分につき	1,750円
		全面1時間につき	5,250円
		全面30分につき	2,630円
		1/2面1時間につき	2,630円
	1/2点灯	1/2面30分につき	1,320円
		全面1時間につき	3,500円
		全面30分につき	1,750円
1/2面1時間につき		1,750円	
サブアリーナ	全点灯	全面1時間につき	875円
		全面30分につき	1,500円
	3/4点灯	全面1時間につき	750円
		全面30分につき	1,280円
	1/2点灯	全面1時間につき	640円
	全面30分につき	750円	
	全面1時間につき	380円	

4 体育館設備利用料

名 称	単 位(1日)	金 額	備 考
バスケットボール用器具	1組1日1回につき	2,000円	バスケット台、フール回転表示器等一式
バレーボール用器具	1組1日1回につき	200円	支柱、審判台等一式
バドミントン用器具	1組1日1回につき	100円	支柱、審判台等一式
テニス用器具	1組1日1回につき	200円	支柱、審判台等一式
卓球用器具	1組1日1回につき	100円	卓球台ネット等一式
ソフトバレー用器具	1組1日1回につき	100円	支柱、審判台等一式
インディアカ用器具	1組1日1回につき	100円	支柱、審判台等一式
フットサル用器具	1組1日1回につき	300円	
電光得点表示板	1台1日1回につき	1,000円	
液晶プロジェクター	1式1日1回につき	1,800円	
資料提示装置	1式1日1回につき	900円	
音響設備	1式1日1回につき	2,000円	
演 台	1台1日1回につき	200円	
イベントパネル	1枚1日1回につき	200円	ポール含む
シャワー室	1回につき	50円	
長 机	1台1日1回につき	20円	
椅子	1脚1日1回につき	10円	
体操用床	1式1日1回につき	2,000円	
新体操用マット	1式1日1回につき	1,000円	女子用
トランポリン	1台1日1回につき	300円	
簡易ステージ	1台1日1回につき	50円	
ストップウォッチ	1個1日1回につき	50円	
ロングマット	1枚1日1回につき	50円	
テント	1組1日1回につき	300円	
移動観覧席	1日1式につき	2,000円	

下記に該当するものが個人利用するときの利用料減免の取扱について

①鳥取県内の学生は以下のとおり減免する。

- 対象となる施設
 - ・陸上競技場(トレーニングルーム) 1/2減免とする。
 - ・県民体育館(トレーニングルーム) 以下の表のとおりとする。

利用区分	単 位	減免後の金額
1回券	1人1回につき	100円
	1人1回につき(シャワー代込)	150円
回数券	11枚綴り	1,000円
	11枚綴り(シャワー代込)	1,500円
1月利用券	1人につき	950円
	1人につき(シャワー代込)	1,400円

②鳥取県内の幼児、児童又は、中学校若しくは高等学校等の生徒は10/10減免とする。

- 対象となる施設
 - ・陸上競技場(グラウンド、屋内練習場、雨天練習場、トレーニングルーム)
 - ・県民体育館(トレーニングルーム、メインアリーナ)

ただし、上記について生徒証明証等の確認ができない場合は、減免適用外とし、一般利用料金を徴収する。